課 題 提 起 頼

人権ふれあいセンター施設等のあり方として、皆様方の意見をお聞きし、

とりまとめていただきたく存じておりますことにつきまして、基本的な考え

方を申し述べまして課題提起とさせていただきます。

頭の市長のあいさつでもありましたように、福知山市では「人権施策推

進 画」を平成二十年二月に策定し、同和問題や女性の人権、子どもの人

権など個々の人権問題の解決を市総体として総合的に取り組む人権施策

を推進することとしました。

人権推進室が所管しております施設につきましては、「特別措置法」によ

り同 和問題の解決に資することを目的に設置し、人権ふれあいセンターに

おきましては、昭和四十九年のさわやか館設置から三十五年を経過し、平

成 十四年の「特 別措置法」失効後は、あらゆる人権問題を解決する「人権

行 政」の枠組みの中で福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点として地域

に開かれた「福祉と人権の施設」として各種事業を行なっております。また、

児童館においては、昭和五十三年の堀児童館設置から三十一年を経過し

ており、「特別措置法」失効後、 現在、少子化対策を付加した事業を行なつ

ております。

人権問題に関しては、教育・啓発活動を進めてきましたが、未だ、 予断や

偏 見に基づく差別とともに、いじめや虐待、家庭内暴力など、多くの人権

問題が存在している現状があります。

さらに、高度情報化社会が進み、インターネットなどによる差別書き込

みや戸籍謄本等の不正取得などが加速度的に増加しており、引き続き教

・啓発や保護・救済活動が必要と考えております。

現在、 住民による高齢者や障害のある人の見守り活動といった地域福祉

や、子育て環境の整備といった児童福祉の推進、また男女共同参画の観点

から働く女性の支援など、市総体で取組む必要があると考えております。

そうした市民ニーズに応える取組をこれまでの施設で行ってまいりました取

組に加えて、施設で取組めないものか、また、そもそもこれらの施設は同和

対策事業で設置してきた経過があり、小中学校区に広げた取組を行っては

いるものの限られた範囲であり、より開かれたものにするにはどうしたらよ

いものか、どういう役割を果たす施設にしたらよいものか、そのために人権

推 進室の役割や組織体制はどうあるべきかなど、施設の発展・展開に対す

るご意見をいただきたいと考え、懇話会を設置したものです。

皆様が取りまとめていただきましたご意見を、今後の人権ふれあいセンタ

・施設等人権行政の計画に活かしていきたいと考えておりますので、短期

間ではありますが、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、懇話に入りましたら事務局より説明をいたし

ますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、懇話会でご意見をいただきたい課題提起・依頼とさ

せていただきます。